

○木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱

平成27年6月25日告示第54号
改正 令和元年12月13日告示第53号

木島平村特産品開発推進奨励補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、村内の産業振興を図るため、村内資源を使った加工特産品を開発し、販売に至る事業を行うにあたり、その事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、木島平村補助金等交付規則（昭和58年木島平村規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額)

第2条 補助対象事業、補助対象者、補助対象経費及び補助額は、別表のとおりとする。

(事業計画の申請)

第3条 補助対象者が、補助金の交付を受けようとするときは、木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認申請書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

(事業計画の承認及び通知)

第4条 村長は、前条の木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認申請書の提出があったときは、承認、不承認の決定をするものとする。

2 村長は、事業計画の承認、不承認を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、木島平村特産品開発推進奨励補助事業実施計画承認・不承認通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときには、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付申請書（様式第3号）を村長に提出するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 村長は、前条の木島平村特産品開発推進奨励補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を、木島平村特産品開発推進奨励補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、木島平村特産品開発推進奨励補助事業実績報告書（様式第5号）を事業完了後、速やかに提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 村長は、前条の実績報告を受けたときは、補助金の額を確定し、補助対象者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助対象者は、補助金の支払いを受けようとするときは、木島平村特産品開発推進奨励補助金請求書（様式第6号）を村長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、不正の手段により補助金を受けていることが判明した場合は、既に交付した補助金の全額を返還させるものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業に要する経費については、その収入と支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに補助事業を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかななければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月13日告示第53号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象事業	地域資源を使った加工品等で、特産品として開発を行う事業（地域とは、長野県北信地域振興局及び長野県長野地域振興局の範囲の市町村とする。）
補助対象者	村内企業、村内在住者又は村内のグループ
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> （1） 特産品及びそのデザインの開発並びに改良に要する経費 （2） 特産品の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費 （3） 特産品開発のための研修その他人材養成に要する経費 （4） 特産品の製造に必要な機械装置等の購入及びレンタルに要する経費
補助額	事業費の2分の1以内とし、上限額は20万円